

令和3年(2021年)5月5日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第51回本部会議」に
おける決定事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

道内、とりわけ札幌市の厳しい感染状況を踏まえ、現行法令の中で地域を限定した最も強い措置となる、札幌市における特措法による「まん延防止等重点措置」の適用について、国への要請を決定するとともに、その適用を待たずに行う独自の強い措置等として、札幌市内の飲食店等における酒類の提供は19時まで、営業時間は20時までとする要請を行うほか、札幌市内における時差出勤、テレワーク等の7割実施を目指した取組を進めることを決定しました。

つきましては、貴団体・事業者の皆様におかれましても、札幌市の厳しい感染状況や医療提供体制を踏まえ、この度の決定内容について、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

また、「まん延防止等重点措置」が実施される場合には、資料4のとおり、大規模な集客施設やイベントに対するより強い協力依頼を行う可能性がありますことを予めお知らせします。

記

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 まん延防止等重点措置
関連部分（抜粋）
～ 別添「資料4」のとおり
- 感染の再拡大防止に向けて（令和3年5月5日改訂）
～ 別添「資料5」のとおり

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368〕